

平成29年度事業計画

平成28年度より平成32年までの5カ年に渡り、日本全国の法務局職員が毎年224名削減されることになっています。このような中で、本年5月下旬には法定相続情報証明制度を法務局窓口で取扱うこととされており、また全面オンライン登記申請に対応すべく平成30年には新たなオンライン登記申請システムを導入して、申請時における自動照合機能により登記事務の効率化をはかるとしており、平成32年までに全国の法務局において導入完了予定です。

法定相続情報証明制度は、相続登記の促進に寄与するとの位置づけで法務省が立案したのですが、不動産が相続財産に含まれない事案、例えば預金のみが相続財産である相続人も利用できる制度となっており、残念ながら司法書士の独占業務とはなりません。

全面オンライン申請に移行しても、これまでの紙申請は継続されます。代理人の司法書士の手元で登記原因証明情報や印鑑証明書等を保存・管理することになり、これまでと違った責任が生まれることになりそうです。

平成37年(2025年)には団塊の世代の方達が75歳になり、後期高齢者が一気に増えて、このうち約4分の1が認知症になるとの予測がされており、成年後見制度を担っている弁護士・司法書士・社会福祉士の専門家だけでは対応できないとして成年後見制度利用促進法が制定され、市民後見人対応にも関心が集まっているところです。

昨年度の個人住宅の建設戸数は、戸建・マンション含めて92万戸でしたが、5年後には、これが50万戸になると予測されています。今後はリフォーム工事融資が新築に代わって増えてくるものと思われます。

ご存知のように不動産登記制度は、国民の基本的財産である不動産について、不動産の物件変動を登記により公示することにより、取引の安全と経済活動の迅速化を図るための公証制度です。相続未登記問題や所有者不明土地問題にあるように、登記制度と国民の認識のズレが大きくなっており、このままでは登記制度基盤が壊れ、登記の信頼性を損ないかねない状況です。

昨年の和歌山訴訟最高裁判決を受けて、日本弁護士連合会の機関誌「自由と正義2016年12月号」では、簡易裁判所の訴訟代理権である認定司法書士制度の改廃論が唱えられています。また、最高裁事務総局の意見として、簡易裁判所における司法書士の代理事件数が少ないことが指摘されています。

以上のように、法務行政の大きな節目の年であり、我々司法書士は、新たなシステムに対応しながら、相続登記の促進、空家問題・所有者不明土地問題対応をはじめとし、簡裁訴訟手続の積極的受任、成年後見制度の適切な利用促進を支援しながら司法書士業務の市民への周知をはかり、社会の変革期における業務の進展を目指したい

と考えます。

1. 相続登記の促進活動

- ① 銀行、農協への呼びかけ
- ② 県、市・町主催の研修会への講師派遣と研修会による啓蒙活動
- ③ 法務局との協議

2. 空家・所有者不明土地問題への対応

- ① 市町の空家対策協議会への参加と助言等
- ② 佐賀県空家対策意見交換会への参加と助言等
- ③ 所有者調査受託業務の促進
- ④ 研修会の実施

3. 相続に関する相談会の実施

4. 出前講座における司法書士業務の周知・啓蒙活動

5. 苦情・綱紀問題への対応

倫理研修

総務部

1. 会員の品位保持のための連絡・指導及び苦情の申出に対する適切な対応

- (1) 会員の品位保持のための司法書士法、同法施行規則、会則及び司法書士倫理の遵守に関する連絡・指導
- (2) 執務姿勢、広告等の適正化に向けての連絡・指導
- (3) 苦情処理体制の整備及び全件委嘱への対応
- (4) 紛議調停及び懲戒処分への申出への適切な対応
- (5) 綱紀案件への対応についての検討・調査

2. 会員の執務に関する連絡・指導

- (1) 法改正(法定相続情報証明制度の新設を含む。)への対応
- (2) 執務関係資料の送付
- (3) 本人確認記録の作成・保存に関する連絡・指導及び改正個人情報保護法への対応

- (4)職務上請求書の使用・管理に関する連絡・指導
- (5)司法書士法、同法施行規則、会則及び司法書士倫理に関する研修
- (6)会員の補助者への指導監督義務の履行指導
- (7)執務環境、業務改善に関する連絡・指導
- (8)依頼者に対する業務に関する説明・報告義務の指導強化

3. 会則、諸規則、諸規程の改正、整備及び検討

4. 会員の登録(入会・退会・変更)に関する事務手続の実施

5. 非司行為に関する情報収集及び調査

非司法書士排除委員会の活動として「非司情報提供制度」を創設

6. 司法書士法等の規定に違反する事実の有無についての実態調査の実施

7. 九州ブロック司法書士会協議会「各県部長連絡協議会」の運営

8. 公益的活動(プロボノ活動)の促進

9. 関連諸団体との連携及び関係強化

- (1)佐賀地方法務局
- (2)佐賀簡易(家庭)裁判所
- (3)佐賀県専門士業団体連絡協議会
- (4)佐賀県社会福祉士会
- (5)法テラス佐賀
- (6)佐賀県消費生活センター
- (7)各商工会議所、商工会
- (8)各地域包括支援センター
- (9)各社会福祉協議会

10. 本会と関連団体、各支部との連携及び協議会の実施

- (1)公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
- (2)佐賀県司法書士政治連盟
- (3)佐賀県青年司法書士連絡協議会
- (4)佐賀県司法書士会各支部

11. 福利厚生事業
 - (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入促進
 - (2) 司法書士国民年金基金の加入促進

12. 事務処理及び会議の合理化
 - (1) 本会事務局の事務処理の効率化、共有化、IT化の推進
 - (2) 各種会議の合理化、効率化

13. 情報公開
 - (1) 「情報公開に関する規則」に基づく本会ホームページによる告知
 - (2) 懲戒処分・注意勧告事案等に対する会長声明

相談事業部

1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所(法テラス佐賀)との連携
 - (1) 役員・委員等の派遣

副所長	1人
民事法律扶助審査委員会 副審査委員長	1人
民事法律扶助審査委員会 審査委員	2人
窓口対応専門職員	2人
 - (2) 執行部会(年12回)
 - (3) 窓口対応専門職員研修会(年1回)
 - (4) 民事法律扶助(法律相談援助・代理援助・書類作成援助)申込の推進

2. 佐賀県司法書士会総合相談センター
 - (1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜 18時～20時 各会員事務所
 - (2) 面談有料法律相談 毎週水曜 14時～16時 司法書士会館
 - (3) 運営委員会の開催(年3回)

目 的	各種相談会の企画及び実施
	相談事業の広報に関する協議 など

3. 県立図書館主催「無料法律相談」
 - (1) 日 時 毎月第1・3水曜日 18時～20時
 - 場 所 県立図書館

4. 佐賀県司法書士会調停センター(ADRセンター)
 - (1) 調停の実施
 - (2) 手続実施者向け・一般会員向け研修会の開催
 - (3) ADR委員会の開催(年3回)
 - 目 的 調停センターの運営に必要な事項に関する協議
研修会の企画・実施並びに広報の検討 など
 - (4) 九州ブロック調停センター対策委員会・事件管理者養成研修会への参加

5. 司法過疎対策
 - (1) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席
 - (2) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR・支援

6. 県下一斉無料法律相談会
 - (1) 実施時期 平成30年2月予定
 - (2) 会 場 佐賀県内7か所及び司法書士会館
 - (3) 方 法 面談相談及び電話相談

7. 日司連・九州ブロック広報に呼応した無料相談会の実施
熊本地震無料電話相談、司法書士の日無料法律相談会など

8. 「全国一斉！法務局休日相談所」「一日合同行政相談所」等への相談員派遣

企画部

- (1) 消費者教育講座・出前講座の実施
 - 日 時 依頼に応じて随時実施
 - 対 象 中学校、高校、商工会議所、消費者団体、公民館、婦人会、
老人クラブ
 - 講 師 企画委員会及び消費者問題委員会委員
 - 講義内容 契約、クレジット、悪徳商法、多重債務、相続、遺言
成年後見等
 - 目 的 消費者教育及び司法書士制度の啓蒙・啓発

- (2) 各種委員会の実施
 - ① 企画委員会・消費者問題委員会

開 催 年4回
目 的 企画部所管の事業の企画及び実施
消費者問題に関する調査研究及び研修講師の派遣

②登記業務研究委員会

開 催 年2回以上
目 的 登記業務に関する調査研究及び研修講師の派遣
「登記・供託事務連絡会」への協議事項の提出

(3)「司法書士の日」記念事業の企画・運営

日 時 平成29年8月3日前後
目 的 司法書士制度の周知

(4)親睦会の開催

日 時 平成29年9月または10月を予定
対 象 司法書士会会員及び補助者

(5)相続登記の相談会開催

日 時 平成29年8月15日前後
内 容 電話による相談

(6)経済的困窮者の救済支援事業

相談または書類作成支援 1回につき3,000円
管轄所管庁への同行支援 1回につき5,000円

(7)各種団体との連携協力

佐賀消費者フォーラム
佐賀県多重債務者対策会議
佐賀県消費生活の安全安心対策会議

(8)裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所
目 的 裁判所との意見交換

(9)法務局との協議会開催

場 所 佐賀地方法務局

目 的 法務局との意見交換

研修部

1. 本会研修会の開催

- ・各回3～5単位で年6回程度

(内、1回はリーガルサポート佐賀支部との合同研修会)

- ・研修内容

特定の分野に偏らないように日司連の講師派遣事業等の情報も得ながら事業年度中に研修委員会においてテーマを選定する。

2. 年次制研修の実施

3. 支部研修会開催の支援

4. 補助者研修会の開催

- ・年1回2時間程度。司法書士補助者としての心得及び実務に役立つ研修内容とする。

5. 日司連が行う同時配信による研修会の開催

- ・日司連が行う同時配信による研修会について講義内容・日程等を適宜判断し、必要に応じて開催する。

6. 諸研修会への受講者派遣

- ・日司連等が主催するもので、当会での伝達研修の実施可能性がある研修会に、受講者を派遣する。

7. 研修委員会の開催 4回程度

広報部

1、対外広報

(1) 各種事業における個別広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知

及び事業の取材などを働きかけ、各種事業の成功をサポートする。

(2)「未来につなぐ相続登記」推進活動について

法務局・司法書士会・土地家屋調査士が合同で進める相続登記推進活動について当会ホームページなどで積極的に広報を行う。

(3)当会ホームページに各種資料・事業のお知らせの追加・更新を適宜行い内容を充実させホームページの閲覧数の増加をはかる。

2、対内広報

(1) 会報の発行

年2回夏号と冬号の会報を発行する。

今年度も、各支部だよりなど会の活動について内外に情報発信を行い司法書士及び当会の活動の周知をはかる。

3、ホームページ「会員紹介ページ」の充実

当会ホームページの「会員紹介ページ」に希望により各会員の地図・簡単な事務所の紹介を追加することが出来る。この項目の充実をはかり、もって当会ホームページ一般閲覧者の利便性を向上させる。